

第 241 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 6 号

令和 6 年 6 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 6 号をもって、令和 6 年 6 月 10 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 241 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 6 月 10 日（月） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	3 番	豊崎 静代	4 番	中山 峰雄
5 番	佐賀 正治	6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	8 番	廣瀬 栄二
9 番	小倉 達也	10 番	宮本 康子	11 番	岡部 正仁	12 番	矢口 明之
13 番	福田 美保	14 番	関 宏幸	15 番	飯田 敬市		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 青山 哲士 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

7 番 齋藤 務 8 番 廣瀬 栄二

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第21号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
 - 報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 報告第24号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について
 - 報告第25号 令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第35号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第37号 現況証明願の交付決定について
 - 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

決議第1号 「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について

午後2時55分閉会

事務局長	<p>只今から、令和6年 第241回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、7番 齋藤 務委員、8番 廣瀬 栄二委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第21号から第25号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第35号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 35 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 5 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から約 400m 南西に位置する畑 2 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 6 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から約 300m 南東に位置する田 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 7 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から約 400m 南東に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

	<p>申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>また、申請地は第 1 種農地ですが、申請地は集落に接続していることから、不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 12 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約 100m 東に位置する畑 2 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
	<p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 10 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 10 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 11 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
1 番 石塚 洋二	確認ですけど、第 5 条の申請による転用のことですけど、住宅の建築と言うことで、この申請の中に建築計画が出てくると思うんですけど、安食の方なので、分家住宅という扱いの考え方でよろしいですか。
事務局	はい。分家住宅でその方が安食から宍倉に出て新しい家を建てる計画になっています。市街化調整区域に入っているので開発の方にも申請を出しています。開発の許可が下りたら農地法の許可が下りる流れとなります。
1 番 石塚 洋二	許可要件の中で農地法からみた建築要件の縛りがあると思うのですが。確認なのですが、1 年以内でよろしかったのですか。
事務局	転用申請頂いてから、最終的には完了報告を上げて頂くのですが、原則 1 年以内に計画を実施して下さいというのが、どの案件でも同じでして、完了報告をもって、この許可を出した案件に関しては終わらせる。農地法に関しては終了という流れです。

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 11 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 11 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 12 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 12 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 12 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 36 号 12 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>第 5 条案件の件で、補足説明がございます。番号 1 番 ●●●●●の案件につきまして、面積規模が他の案件と比べて大きいということで、6,731 m²あります。3,000 m²以上の案件につきましては、農業委員会総会に諮った後に県の諮問案件として取り扱いがありまして、県の方で農業委員会の判断を踏まえて、最終的に許可に至ります。来週 17 日(月)に県の諮問案件として審査されます。補足説明と致します。</p>
議長	<p>次に「議案第 37 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは朗読をいたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
9番 小倉 達也	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。面番号13番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約800m北東に位置する畑2筆になります。 こちらは、21年以上前から宅地の一部となっており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号2番になります。図面番号14番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約800m北東に位置する畑1筆になります。 こちらは、21年以上前から宅地の一部となっており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 37 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>（事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 38 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

議長	<p>全員賛成ですので、議案第 38 号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 39 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 39 号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「決議第 1 号 「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について」上程いたします。</p> <p>6 番 井坂会長代理より、提案理由の説明をお願いします。</p>
6 番 井坂 孝雄	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、44 ページとなります。また、机上にお配りした資料も併せてご覧ください。</p> <p>茨城県農業会議からの通知文「令和 6 年 全国農業新聞の普及推進について」にありますように、全国農業新聞の普及推進にあたり、各市町村農業委員会において、「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議」を、総会において採択されるよう依頼を受けております。</p>

	<p>決議の内容は、次の 3 点の取り組みを、強力に進めることを申し合わせするものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供活動を行う。 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。 3. 令和 6 年 11 月 21 日までに、購読部数 38 部の達成を目指す。 <p>以上 3 点となりますが、委員の皆様方には、目標達成に向けて、農家の方へお声かけをお願いするものです。つきましては、趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p>
	<p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>決議第 1 号について、原案のとおり決議することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>賛成多数ですので、決議第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>来月の総会は、7 月 10 日（水）午後 2 時から予定しております。</p>
	<p>なお、次回の事前調査員は、宮本 康子委員、岡部 正仁委員、</p>
	<p>矢口 明之委員です。</p>
	<p>日時は、7 月 3 日（水）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 といたします。</p>
	<p>よろしく願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、以上を持ちまして、第 241 回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議、大変ご苦勞様でした。</p>
-----------	---

--	--

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯 田 敬 市

署 名 委 員 齋 藤 務

署 名 委 員 廣 瀬 栄 二